

自転車は 車道左側通行

KEEP LEFT!



自転車はルールとマナーを守って安全に利用しましょう

自転車安全利用五則

| | | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| <p>自転車は 車道通行が原則</p> | <p>車道は 左側を通行</p> | <p>歩道は 歩行者優先</p> | <p>安全ルールを 守る</p> | <p>子どもは ヘルメットを 着用</p> |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|

自転車安全利用五則の詳細について

新潟市 自転車の交通安全



新潟市は自転車の利用環境の向上を図るために
計画を策定しています。

新潟市 自転車利用環境計画



問い合わせ先

新潟市土木総務課計画班
新潟市市民生活課安心・安全推進室

TEL 025-226-3021
TEL 025-226-1113

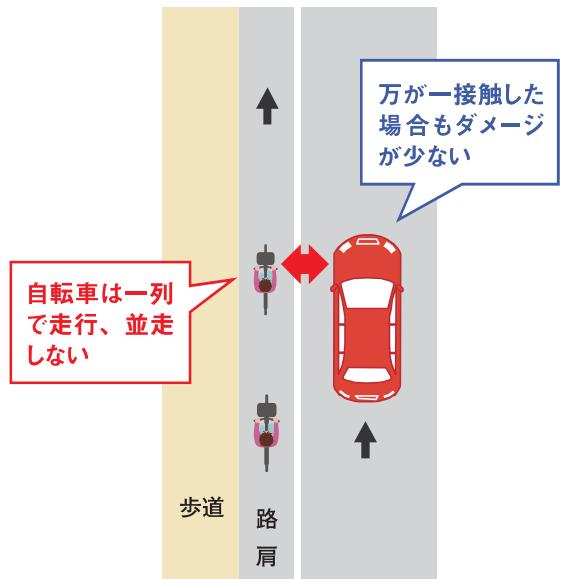
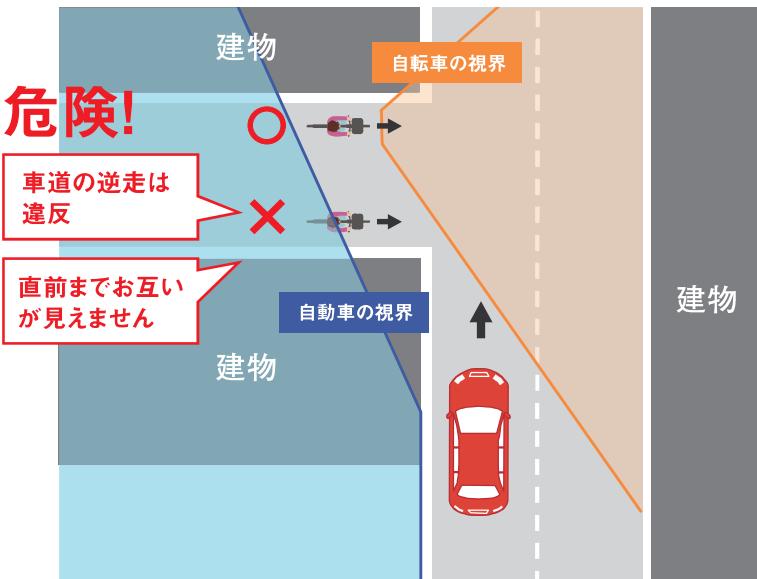
自転車はなぜ左側通行?



車道左側をクルマと同じ方向に走る方が安全

- ・左側通行をすると視界が良くなり、自転車からも自動車からも相手を見つけやすくなります。
- ・相手の動きを予測しやすく、急な飛び出しにも対応しやすくなります。
- ・右側通行では安全確認がしづらく、交差点に飛び出してしまうおそれがあります。(安全確認の際、車両先端が交差道路にかかってしまう)

- ・左側通行は万が一接触した場合もダメージが少なくなります。
- ・車両同士の正面衝突のリスクがなくなります。
- ・交通の流れが円滑になります。



自転車は車両の仲間! 交通ルールを守りましょう

- 信号、標識を守る
- 十分な安全確認をする
- 定期的な整備・点検をする
- 携帯電話使用、飲酒運転等は絶対にしない!

ヘルメットを着用しましょう

- ・ヘルメットは、万が一事故に遭った時の被害軽減に有効です。
- ・子どもだけでなく、すべての自転車利用者のヘルメット着用を推奨しています。



自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます(令和4年10月1日から*)

*新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例によるもの

自転車利用中の交通事故により相手方を死傷させてしまった場合、その損害を賠償出来るよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車事故による高額賠償事例

例①(賠償額9,521万円 神戸地裁平成25年7月)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

例②(賠償額9,266万円 東京地裁平成20年6月)

男子高校生が昼間、自転車で道路を斜め横断し対向直進中の自転車と衝突。男性会社員(24歳)に重大な障害が残った。

自転車損害賠償責任保険等の種類

●個人賠償責任保険

傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができる保険です。

●団体保険

会社等団体の構成員向けの保険、PTAや学校が窓口となる保険です。

●TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。



保険の種類は様々です。詳しくは保険会社・代理店、自転車安全整備店にご確認ください。

自転車損害賠償責任保険等には様々な種類があります。ご自身の加入状況を今一度確認し、万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。(確認フローチャートはこちら)

